

第384回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和3年6月4日(金) 13時15分から14時47分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階B会議室
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和3年5月31日(月)
【発送年月日:令和3年5月31日(月)】
4. 公示日 : 令和3年5月31日(月)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、
杵岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、
草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : なし
8. 臨席者 : 漁業振興課 笹山課長補佐
9. 事務局 : 富永事務局長、大隈次長、竹本係長、中島書記
10. 議 題 :
 - 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)
 - 第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
 - 第4号議案 五区第1070号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の
変更について(諮問)
 - 第5号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について
 - その他(1) 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について
(さんま)
 - その他(2) 第6管理期間におけるくろまぐろの漁獲実績について
 - その他(3) 第7管理期間におけるくろまぐろの追加配分について

第384回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和3年6月4日(金) 13時15分から14時47分まで

場所：五島振興局4階B会議室 長崎県五島市福江町7番1号

- | | |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第384回五島海区漁業調整委員会を開催します。
開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。 |
| 熊川会長 | (挨拶)
今回委員会では、太田委員、吉村委員、高山委員、有川町漁業協同組合委員、松尾委員はテレビ会議システムによりご出席されておりますが、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態にあることを確認しております。 |
| 事務局 | ありがとうございました。
なお、本日は議案についての説明のため、長崎県水産部漁業振興課から担当が出席していますのでご紹介します。
漁業振興課の笹山課長補佐です。 |
| 笹山課長補佐 | (挨拶) |
| 熊川会長 | それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。 |
| 事務局 | 本日は、10名の委員が出席されています。
出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。 |
| 熊川会長 | これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「吉村委員」と「田端委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 熊川会長 | ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「吉村委員」と「田端委員」にお願いします。 |

熊川会長 本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、

第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）

第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）

第4号議案 五区第1070号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問）

第5号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について

その他(1) 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について(さんま)

その他(2) 第6管理期間におけるくろまぐろの漁獲実績について

その他(3) 第7管理期間におけるくろまぐろの追加配分について

事務局 はい。議案の上程につきまして、お願いしたいことがございます。

熊川会長 事務局、どうぞ。

事務局 第1号議案と第2号議案につきましては、関連性が高い内容となっておりますので説明を一括でさせていただき、審議につきましては個別にお願いしたいと考えております。

熊川会長 事務局から、第1号議案と第2号議案については、関連性が高い内容ということで一括で説明し、審議は議案ごとにしてほしいとのことですが、よろしいですね。

各委員 異議なし。

熊川会長 それでは、第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）、第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 まず、第1号議案、資料2ページをご覧ください。
県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。
（第1号議案の諮問文 朗読）
（資料説明）

事務局 次に、第2号議案、資料17ページ左側をご覧ください。
県知事からの諮問文を朗読いたします。
(第2号議案の諮問文 朗読)
(資料説明)
以上で説明を終わります。

事務局 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第1号議案、第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、まず、第1号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長 次に、第2号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第2号議案を終了します。

熊川会長	次に、第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料の24ページをご覧ください。県知事から諮問文となりますが、ページ左側のものは、本庁専決許可の小型いかつり漁業、右側は五島振興局専決許可に関するものになっております。
事務局	先に本庁専決許可分、次に振興局専決許可分の順で説明いたします。 では、左側の本庁専決許可に関する諮問文を朗読させていただきます。 (諮問文朗読) 説明は漁業振興課からいたします。
笹山課長補佐	本庁専決許可の小型いかつり漁業の諮問について説明いたします。 (資料説明)
事務局	次に、24ページ戻っていただき、右側の五島振興局専決許可に関する諮問文を朗読いたします。 (諮問文朗読) (資料説明) 以上で説明を終わります。
事務局	本庁専決許可の小型いかつり漁業と、五島振興局専決許可分の各諮問について、ご審議のほどよろしく申し上げます。
熊川会長	ただいま、第3号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、まず、第3号議案について、採決に入ります。
事務局	第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問） につきまして、原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第3号議案を終了します。

熊川会長 続いて、第4号議案 五区第1070号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問） を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料30ページをご覧ください。県知事諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。
（諮問文朗読）
説明は、漁業振興課からいたします。

笹山課長補佐 （資料説明）

事務局 なお、漁業調整委員会が、漁業権に付加された条件の変更の諮問に対して意見を述べるときは、漁業法89条により、当該漁業権者からあらかじめ公開により意見を聴かなければならないと定められています。
そのことから、資料32ページと33ページの左側までのとおり、当案件の当該漁業権者である五島ふくえ漁業協同組合に対しまして、あらかじめ、本委員会に出頭し、意見を述べることを旨を、文書をもって通知しておりました。
これに対し、五島ふくえ漁業協同組合からは、行政手続法にもとづき、資料33ページの左のとおり、「条件の変更内容について異議はありません」「本件の陳述にあたっては、証拠書類及び証拠物はありません」「本件変更に係る意見の聴取は不要です」と記載された陳述書が委員会に対して提出されております。

事務局 こうした意見を踏まえ、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第4号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員 条件の中で生簀の形状まで決めるのか。生簀の形状については行使規則で定めるものではないか。

笹山課長補佐	今回は漁協の要望により変更を行っているものであり、漁協からの請願書に生簀の形状についても明記されていた。
事務局次長	平成25年の一斉更新時にあたり、国から第1種くろまぐろ小割式養殖業の条件を付けるべき指導がされた通知に、生簀の形状および台数について明らかにしなさいということが明記されており、それに則り条件の中で定めている。 経営上必要な場合には、定められた面積の範囲内で、形状および台数を変更可能としている。
草野委員	承知した。
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第4号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第4号議案 五区第1070号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、第4号議案 五区第1070号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第4号議案を終了します。
熊川会長	続いて、第5号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料の35ページをご覧ください。日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について ご説明させていただきます。 (資料説明)
事務局	以上で説明を終わります。委員候補のご選出につきまして、よろしくお願います。
熊川会長	ただいま、第5号議案について説明がありましたが、協議会で検討した上で選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員	異議なし。
熊川会長	<p>それでは、委員会を休会し、協議会といたします。</p> <p>【協議会：14時18分～14時22分】</p>
熊川会長	<p>それでは、委員会を再開します。</p> <p>第5号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について ご意見ございませんか。</p>
吉村委員	日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補に草野委員を推薦します。
熊川会長	ただいま、草野委員が推薦されましたが、ご意見ございませんか。
各委員	(意見等なし)
熊川会長	他にご意見もないようですので、第5号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について、草野委員とすることに決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
熊川会長	<p>ご異議もないようですので、第5号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について、草野委員を選出することに決定します。</p> <p>以上で、第5号議案を終了します。</p>
熊川会長	続いて、その他の件、(1)長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について(さんま)の説明を求めます。
事務局	<p>お手元の資料の41ページをご覧ください。ご説明させていただきます。</p> <p>(資料説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
熊川会長	ただいま、その他(1)について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)

熊川会長	続いて、その他の件、(2)第6管理期間におけるくろまぐろの漁獲実績について 事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料の44ページをご覧ください。ご説明させていただきます。 (資料説明) 以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいま、その他(2)について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	続いて、その他の件、(3)第7管理期間におけるくろまぐろの追加配分について 事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料の50ページをご覧ください。ご説明させていただきます。 (資料説明) 以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいま、その他(3)について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
有川町漁業協同 組合委員	委員会当日に初めて資料を見て説明を受けるだけでは理解できない。事前に資料に目を通しておきたいので、資料を先に送ってほしい。
事務局次長	可能な限り努力する。
熊川会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。
事務局	次回の開催予定は、7月上旬の見込みです。 主な議案は、海区漁場計画の事前決定について を予定しています。

各委員 (質問、意見等なし)

熊川会長 このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 (質問、意見等なし)

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。

お忙しい中のご出席、ありがとうございました。